

報告第3号

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月18日提出

幸手市長 木村純夫



## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年2月18日

幸手市長 木村純夫

### 記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

運転者が水道部に戻るため、市道461号線から市道457号線へ徐行しながら、右折していたところ、歩行していた男性と接触し、怪我を負わせてしまったものである。

3 損害賠償額

金282,507円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

治療費 157,092円

通院費 13,615円

慰謝料 111,800円

合 計 282,507円